

仕 様 書

委 託 業 務 名 : 特殊建築物等定期報告業務委託

委 託 期 間 : 契約日から令和8年3月13日

業務内容

秋田県内（秋田市、横手市を除く）の建築基準法施行令第16条、秋田県建築基準法施行細則第10条又は第11条における建築物又は特定建築設備等（昇降機を除く）のうち、令和7年度に報告が必要な建築物又は特定建築設備等に対する次の業務（759件）

- ①特殊建築物等定期報告の通知文書の送付（再通知含む）
- ②特殊建築物等定期報告書の受付、形式審査、集計、報告及び作成指導

成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①令和7年度特殊建築物定期調査・検査報告件数
- ②建築基準法第12条に基づく定期調査・検査報告台帳
- ③特殊建築物定期調査・検査報告書